

- 医療機関が税務調査を受けた際のカルテ閲覧の対応について
- 所得税法に基づいた証票としてカルテも該当する。
- 医療機関にレセプト開示を求められた場合の対応について
- 医療機関にコピーがあれば、提供してもかまわない。
ほとんどの場合は、保険者が情報提供している。
- 健康保険法第73条に基づく保険指導の対応について（第78条の監査については明文化されている）
- 保険指導も監査と同様の取扱いとして類推解釈されている。実際には各省庁に権限がある。

- 会員名簿作成に当たっての注意点について
- 名簿は医療連携のために必要であり、作成目的・内容・提供方法については、会員に通知し、承諾を得る必要がある。自宅についての情報は避けるケースが目立つ。
- 診療に関する相談事業における推進委員会の構成メンバーの選定について
- 新聞社の論説委員や弁護士が構成員として参画している。
- 個人情報保護認定団体となった場合の会員のメリットについて
- 会員のメリットはない。認定団体としての義務と責任が増大する。

－医療安全部－

報告

AEDを北海道医師会館 1階ロビーに設置 日本光電北海道㈱より寄贈

平成16年7月より、国が非医療従事者によるAED（自動体外式除細動器）の使用を認めたことから、空港や駅、デパート、スポーツ関連施設、イベント会場等、不特定多数の集まる場所へのAED設置が促進され、北海道内においても、公共施設、民間施設、医療施設等にAEDが設置されつつある。

このたび、日本光電北海道㈱より当会に対し、AEDの普及啓発活動の一環としてAED寄贈の申し入れがあり、7月11日に添田同社

代表取締役社長が来所し、飯塚会長に引き渡された。

飯塚会長からは、「当会館は年間を通じて数多くの会議、研修会が開催されており来館する会員も多く、また、立地的にも観光客が多く訪れる大通公園にも面しているため、CPAの事例が発生する可能性が低いとは言えない。当会でもAEDの設置を検討していたところ、このようなご厚意をいただいたことに御礼申し上げます」と謝意を表した。

－救急医療部－

